

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

◎海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第一条の二関係） 一 X類物質等 イ X類物質 (1)・(2) (略) (削除) (3) (略) (7) (略) (8) アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。） (9) (略) (削除) (10) (略) (16) (略) (17) オレフィン（炭素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が八から十二までのものを含むもの）に限り、炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。 (18) アルファオレフィン（炭素数が六から十八までのものの混合物（炭素数が八から十二までのものを含むもの）に限る。） (19) 海底及びその下における鉱物資源の探査及び掘採に伴い発生する廃水（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもの）に限る。 (20) 掘削用ブライン（塩化亜鉛を含むものに限る。） (21) (略)</p>	<p>別表第一（第一条の二関係） 一 X類物質等 イ X類物質 (1)・(2) (略) (3) アジピン酸ジメチル (4) (略) (8) (略) (新設) (9) (略) (10) イソホロンジシアンナート (11) (略) (17) (略) (18) オレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。） (19) アルファオレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。） (新設) (20) 掘削用ブライン（亜鉛塩を含むものに限る。） (21) (略)</p>

(22)	クロトンアルデヒド
(23)	航空用アルキレート（炭素数が八のパラフィンであつて、沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）
(24)	（削除）
(40)	（略）
(41)	（削除）
(42)	炭化水素ワックス
(43)	（略）
(54)	ドデセン（一ドデセンを除く。）
(55)	（略）
(56)	（略）
(57)	（略）
(58)	ノルマルオクタノール
(59)	ノルマルドデカンメルカプタン
(60)	廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のものとの混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。）を除く。）
(61)	（略）
(62)	（略）
(63)	パラフィンワックス（精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセントを超え五重量パーセント以下のものに限る。）
(64)	（略）
(67)	（略）
(68)	フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。）

(22)	（新設）航空用アルキレート（炭素数が八のパラフィンであつて、沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）
(23)	（略）
(39)	（略）
(40)	N・N―ジメチルドデシルアミン
(41)	ターシャリドデカンチオール
(42)	（略）
(43)	（新設）
(54)	（略）
(55)	ドデセン
(56)	（略）
(57)	（略）
(58)	（新設）
(59)	（略）
(60)	（略）
(63)	（略）
(64)	（略）
(67)	（略）
(68)	フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。）

(69) (73) (略)

(74) ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物に限る。）

(75) (85) (略)

(86) 法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するもの

ロ・ハ (略)

ニ イ (86)を除く。)、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びにイ (86)を除く。)、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二（第二十三号を除く。）に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物（イ (86)に掲げる油性混合物を除き、同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油とイ (86)を除く。)、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は同表（第二十三号を除く。）に掲げる物質との混合物に限る。）であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値以上であるもの

ホ (略)

二 Y類物質等

イ Y類物質

(1) (9) (略)

(10) アクリロニトリル及びスチレンの共重合体（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。）

(11) (17) (略)

(18) アジピン酸ジメチル

(19) (22) (略)

(65) (69) (略)

(新設)

(70) (80) (略)

(81) 法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するもの

ロ・ハ (略)

ニ イ (81)を除く。)、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びにイ (81)を除く。)、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二（第十六号を除く。）に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物（イ (81)に掲げる油性混合物を除き、同号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油とイ (81)を除く。)、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ、第三号イ、ロ若しくはハ又は同表（第十六号を除く。）に掲げる物質との混合物に限る。）であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値以上であるもの

ホ (略)

二 Y類物質等

イ Y類物質

(1) (9) (略)

(10) アクリロニトリル及びスチレンの共重合体（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。）

(11) (17) (略)

(18) (新設)

(21) (略)

(23)	アマナズナ種子油
(24) (略)	
(30)	アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物
(31) (略)	
(41)	アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレングリコール及びホウ砂の混合物（エチレングリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。）
(42) (略)	
(54)	長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）
(55) (略)	
(57)	アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）
(58)	アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が十から十五までのものであつて重合度が四から十二までのものの混合物（アルキル基の炭素数が十二のものを含むものに限る。）に限る。）
(59) (略)	
(78)	イソホロンジイソシアナート
(79)	イソ酪酸二・二・四―トリメチル―三―イソブトキシペンチル
(80) (略)	
(97) (略)	
(99)	エチレングリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物（エチレングリコールモノブチルエーテルの濃度が五十八重量パーセントのものに限る。）
(101) (略)	
(114)	エーテルの濃度が五十八重量パーセントのものに限る。）

(22) (新設)	
(27) (略)	
(28) (新設)	
(37) (略)	
(38) (新設)	
(49) (略)	
(50) (略)	
(51)	アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて、重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）
(52) (新設)	
(71) (略)	
(89) (新設)	
(92) (略)	
(99) (略)	
(106) (略)	

(115)	塩化ベンゼンスルホニル
(116)	キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物
(129)	キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物
(130)	キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物
(138)	キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物
(149)	グリセリンプロポキシシラート及びソルビトールプロポキシシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント以上のもに限り。）
(150)	グリセリンプロポキシシラート及びソルビトールプロポキシシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント以上のもに限り。）
(151)	魚サイレージ（ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限り。）
(159)	魚サイレージ（ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限り。）
(161)	一・二シクロヘキサジカルボン酸ジイソノニルエステル
(183)	一・二シクロヘキサジカルボン酸ジイソノニルエステル
(185)	脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）
(189)	脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）
(191)	脂肪酸（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(192)	脂肪酸アルコールポリエトキシシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）
(196)	脂肪酸アルコールポリエトキシシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）
(197)	脂肪酸アルコールポリエトキシシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであつて重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）
(198)	脂肪酸アルコールポリエトキシシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が一から六までのもの（セコンダリアルアルコールであつて重合度が三以上のもを除く。）及びその混合物に限る。）
(199)	脂肪酸アルコールポリエトキシシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が一から六までのもの（セコンダリアルアルコールであつて重合度が三以上のもを除く。）及びその混合物に限る。）

(107)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(119)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(120)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(128)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(129)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(130)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(140)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(141)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(149)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(150)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(172)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(173)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(177)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(178)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(179)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(183)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(184)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(185)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(189)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(190)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(191)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(192)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(196)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(197)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(198)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）
(199)	脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）

素数が十二から十六までのものであつて重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）

(200) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）

(201) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十七又は十八のものであつて重合度が七のもの（セコンダリアルコールでその炭素数が十七のものを除く。）及びその混合物に限る。）

(202) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）

(203) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。）

(204) 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液

(209) 植物油の混合物（遊離脂肪酸の含有量が十五重量パーセント未満のものに限る。）

(211) N・N-ジメチルデシルアミン

(255) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）

(256) 水酸化カルシウム

(264) ターシャリドデカンチオール

素数が十二から十六までのものであつて、重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであつて重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）

(187) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであつて、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）

(188) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）

(189) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであつて、重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。）

(190) 重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。）

(194) (略)

(新設)

(195) (略)

(234) (新設)

(237) (略)

(238) (略)

(239) (新設)

(244) (略)

(359)	(358)	(351)	(350)	(336)	(335)	(331)	(330)	(329)	(311)	(310)	(307)	(306)	(305)	(288)	(287)	(286)	(285)	(278)	(277)	(269)	(268)	(265)
限る。	ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）	含有量が〇・五重量パーセント以下のものに限る。）	パラフィンワックス（精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセント以下のものに限る。）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(362)																						
（略）																						

(330)	(323)	(322)	(308)	(304)	(303)	(285)	(282)	(265)	(264)	(263)	(256)	(248)	(245)
（新設）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
(333)													
（略）													

	(363) (削除)	(364) (略)	(365) フタル酸ジオクチル	(379) (略)	(380) ぶどう油	(381) (略)	(401) (略)	(402) (削除)	(411) (略)	(412) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート (アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。)	(413) ポリイソブチレン (重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物を除く。)	(414) ポリイソブチレンアミン化合物の脂肪族炭化水素を溶媒とする溶液	(415) (略)	(445) (略)	(446) メタクリル酸ドデシル	(447) (略)	(494) (略)	(削除)	ロ・ハ (略)	ニ イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに前号イ (86) を除く。)、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二 (第二十三号を除く。以下この表において同じ。)) に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物 (前号イ (86) に掲げる油性混合物を除き、同条第二号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と前号イ (86) を除く。)、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る。)) であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質
--	------------	-----------	-----------------	-----------	------------	-----------	-----------	------------	-----------	---	---	--------------------------------------	-----------	-----------	------------------	-----------	-----------	------	---------	---

	(334) (削除)	(335) (略)	(336) フタル酸ジイソオクチル	(337) (新設)	(350) (略)	(351) (新設)	(371) (略)	(372) ペテロラタム	(373) (略)	(382) (略)	(383) ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート (アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。)	(384) ポリイソブチレン (重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。)	(新設)	(385) (略)	(415) (略)	(416) (新設)	(463) (略)	(464) ワックス (パラフィンワックスを除く。)	ロ・ハ (略)	ニ イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに前号イ (81) を除く。)、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二 (第十六号を除く。以下この表において同じ。)) に掲げる物質から成る混合物及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物 (前号イ (81) に掲げる油性混合物を除き、同条第二号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と前号イ (81) を除く。)、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ、次号イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る。)) であつて、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の
--	------------	-----------	-------------------	------------	-----------	------------	-----------	--------------	-----------	-----------	---	--	------	-----------	-----------	------------	-----------	----------------------------	---------	---

の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値の範囲内であるもの

三 Z類物質等

イ Z類物質

- (1) アクリル酸及びエチレンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液
- (2) (14) (略)
- (15) アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物(エチレングリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。)
- (16) (20) (略)
- (削除)
- (21) (略)
- (22) エチルターシャリペンチルエーテル
- (23) (略)
- (24) エチレングリコール
- (25) (31) (略)
- (削除)
- (32) (40) (略)
- (41) 掘削用ブライン(臭化カルシウムを含むものに限る。)
- (42) (50) (略)
- (51) 魚たんぱく質濃縮物(ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。)
- (52) (61) (略)
- (62) シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩溶液
- (63) (64) (略)
- (削除)

有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値の範囲内であるもの

三 Z類物質等

イ Z類物質

- (1) (13) (略)
- (新設)
- (14) (18) (略)
- (19) イソ酪酸二・二・四―トリメチル―三―イソブトキシペンチル
- (20) (略)
- (新設)
- (21) (略)
- (新設)
- (22) (28) (略)
- (29) 塩化ベンゼンスルホニル
- (30) (38) (略)
- (39) 掘削用ブライン(塩化カルシウム、塩化ナトリウム又は臭化カルシウムを含む、亜鉛塩を含まないものに限る。)
- (40) (48) (略)
- (新設)
- (49) (58) (略)
- (新設)
- (59) (60) (略)
- (61) 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液

(65)・(66)	(略)
(67)	二・六―ジアミノヘキサン酸磷酸塩溶液
(68)	(略)
(79)	(削除)
(91)	(略)
(92)	(削除)
(94)	(略)
(95)	(削除)
(106)	(略)
(107)	(削除)
(117)	(略)
(118)	ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル(アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。)
(119)	(略)
(128)	(略)
(129)	無水マレイン酸及びアリルスルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液
(130)	(略)
(131)	(削除)
(160)	(略)
ロ・ハ	(略)

ニ イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに第一号イ(86)を除く。)、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質から成る混合物(別表第一の二に掲げる物質のみから成るものを除く。及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物(第一号イ(86)に掲げる油性混合物を除き、同条第二号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と第一号イ(86)を除く。)、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る。)であつて

(62)・(63)	(略)
(64)	(新設)
(74)	(略)
(75)	水酸化カルシウム
(76)	(略)
(88)	(略)
(89)	トリエチレングリコール
(90)	(略)
(92)	(略)
(93)	ドデシルベンゼン
(94)	(略)
(105)	(略)
(106)	プロピレングリコール
(107)	(略)
(117)	(略)
(118)	ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル(アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。)
(119)	(略)
(128)	(略)
(129)	(新設)
(130)	(略)
(131)	メタクリル酸ドデシル
(160)	(略)
ロ・ハ	(略)

ニ イ、ロ又はハに掲げる物質のみから成る混合物並びに第一号イ(81)を除く。)、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質から成る混合物(別表第一の二に掲げる物質のみから成るものを除く。及び法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物(第一号イ(81)に掲げる油性混合物を除き、同条第二号に規定する原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油その他の国土交通省令で定める油と第一号イ(81)を除く。)、ロ若しくはハ、前号イ、ロ若しくはハ、イ、ロ若しくはハ又は別表第一の二に掲げる物質との混合物に限る。)であつて

、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値未満であるもの

備考 (略)

別表第一の二(第一条の三関係)

- 一、十二 (略)
- 十三 トリエチレングリコール
- 十四・十五 (略)
- 十六 プロピレングリコール
- 十七、二十三 (略)

備考 (略)

、これを構成する各物質の濃度を重量パーセントで表した数値に当該物質の有害性の程度に応じそれぞれ環境大臣の定める係数を乗じて得た数値の合計が環境大臣の定める数値未満であるもの

備考 (略)

別表第一の二(第一条の三関係)

- 一、十二 (略)
- (新設)
- 十三・十四 (略)
- (新設)
- 十五、二十一 (略)

備考 (略)